

○司会 それでは、本日のヒアリングを始めさせていただきます。

最初は、東京都肢体不自由児者父母の会連合会の皆様でいらっしゃいます。

（一般社団法人東京都肢体不自由児者父母の会連合会 入室）

○司会 ありがとうございます。

係員がご案内いたします。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 こんにちは。小池でございます。今日は、池邊麻由子会長をはじめとする父母の会の連合会の皆様方におそろいでお越しいただきました。都政へのご協力に感謝申し上げます。

また、皆様方には共生社会の実現に向けて、障害児者に対しましての啓発活動など、障害をお持ちの方々が暮らしやすい地域の環境づくりに長年取り組んでこられました。また、現場の声も今日伺うことによって、ご意見やご要望も受け止めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望をぜひともお聞かせいただきますようお願いいたします。

○一般社団法人東京都肢体不自由児者父母の会連合会（池邊会長） 着座のまま失礼いたします。

東京都におかれましては、日頃より肢体不自由児者及び当連合会に対しましてご理解、ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

障害児者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて様々な施策を推進していただき、障害児者を取り巻く環境の整備は進みました。しかしながら、障害者の高齢化と介護する家族の高齢化により、在宅で生活することが難しくなった障害者の住まいの場の確保が大きな課題となっております。また同時に、昨今の障害福祉サービスにおける人材の不足が障害児者の生活に大きな影を落としております。人材の確保・育成とともに、さらなる処遇改善に力を入れ、定着を図っていただきたいと思います。障害がある人もない人も、全ての人が安心して暮らせる共生社会の実現に向け、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

まず1点目は、住み慣れた地域で安心して生活できる住まいの場の確保についてでございます。医療的ケアを含む重度身体障害者が利用できるグループホームの整備が進まない状況があります。東京都では、通常の補助に加え、整備費の設置者負担軽減の特別助成、利用者の重度化・高齢化に対応する設備等設置に対する加算、また、令和6年度から重度対応特別単価を適用していただいております。しかしながら、これらの補助や加算を利用しても、建設費の高騰により建設工事請負の入札が不調となり、工事費を上げないと建設業者が決まらず、工事期間が延びることなどが常態化しております。福祉局障害者施策推

進部施設サービス支援課が行った調査でも、利用者の主な障害種別を身体障害者としている事業所は、僅か3.6%です。重度身体障害者が入居できるグループホームの整備が進むよう、さらなるご支援をお願いいたします。

2つ目、地域生活というと在宅やグループホームのイメージですが、医療的ケアがある人など、入所施設でないと対応が困難な人がおります。親の高齢化等で在宅での生活が困難になったときに、遠方の施設ではなく、住み慣れた地域の地域生活支援型入所施設へ入所できれば、従前の地域でのつながりを失わず、高齢の親も面会することが容易で、当事者にとっての精神的な安定感につながります。

また、地域生活支援型入所施設は、短期入所や地域生活支援拠点が併設されることも多く、在宅で生活する人にとって必要なサービスを提供する、地域の重要な福祉資源でもあります。未設置地区への整備を推進するとともに、地域の実情を勘案して、必要があれば、既設置の地域であっても、2か所目以降の施設整備を推進していただきたいと思っております。

2つ目、都立療育センターについてのお願いでございます。都立療育センターの現在の長期入所のベッド数を維持するとともに、療育センターの分院においても、建て替え、大規模修繕時には入所施設、短期入所、緊急一時の保護機能を整備していただきたいと思っております。

重症心身障害児者にとって、日常生活における体調管理は極めて重要で、医療的ケアの内容によっては、看護師では対応が難しい場合があります。18歳になり移行対象になる者も、高齢の親の元で入所を希望する待機者も多くおります。高度な医療や専門的支援の提供ができる療養介護の必要性は今後も増していくと思っております。

加えて、在宅で暮らす医療的ケアが必要な人が利用できる短期入所も依然少なく、療育センターの短期入所しか利用できない人もおります。分院でも短期入所及び緊急一時保護機能を整備していただきたいと思っております。

成人医療移行外来の設置についてのお願いでございます。成人期において、成人を専門に診療する医療機関の受診の必要性は理解しておりますが、療育センターにかかっているような重症心身障害者を診療できるような医療機関は、地域の中には少なく、地域医療への移行は容易ではありません。全ての療育センターに成人医療移行外来を設置し、情報提供、連携などを円滑に進め、医療的ケア者を含む重症心身障害者が切れ目のない医療を受けられるよう、丁寧な地域医療への移行を進めてください。

最後に、福祉人材の確保についてのお願いでございます。全ての障害福祉サービスに関わる人材が不足し、障害児者の日々の生活に影響が出ております。福祉に携わる仕事をする人全体の処遇改善のための施策を一層推進していただきたいと思っております。

ヘルパーの不足で居宅介護や移動支援の支給決定を受けた時間数の利用ができないこと、施設の支援員が見つからないといった状況が続いております。そのような状況の中で、障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業は、処遇改善に向けた取組として、大

変実効性が高いと事業者に支持されています。しかしながら、人手不足を補うためには、所定労働時間が週20時間以内の人材の活用も不可欠であり、重度障害者を受け入れる生活介護等では、PT、OT、看護師などの専門職の支援も欠かせません。対象の条件の緩和や職種の対象を広げることをぜひご検討いただきたいと思います。

また、この事業は、国の見直しが講じられるまでの間の時限的な事業とのことですが、東京と地方との家賃や生活費の差を考えると、東京都独自の事業として、継続していただきたいと思っております。以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点か現場の皆様方のお声、聞かせていただきました。

まず、私のほうから、1番目の住まいの場の確保についてでございます。都はグループホームの新たな整備目標を設けて、掲げておられて、重度障害者を受け入れられますように整備費の特別助成、また運営費の上乗せ補助を実施するなど、整備促進に取り組んでいるところでございます。また、重度障害者の受入れを進めるためには、職員を手厚く配置をいたしました事業者に対して運営費の支援をしております。国に対しましては、地域の実情に応じた施設の整備が着実に図られますように、必要な財源を確保するという事など提案を要求しておられて、引き続き、当事者の皆様のニーズを踏まえまして対応をまいりたいと考えております。

その他のご要望もございます。担当局のほうからお答えさせていただきます。

○司会 山口福祉局長、お願いいたします。

○福祉局長 福祉局長の山口です。よろしく申し上げます。私から、3つの点についてお話しさせていただきます。

まず、地域生活支援型入所施設の整備についてでございますが、国が施設入所者の数を削減する方針を掲げている一方で、都におきましては入所施設の定員を、これまで維持をまいりました。老朽化した施設の整備に当たりましては、地域移行や在宅障害者の生活支援などの機能を強化した地域生活支援型入所施設への転換を促しまして、引き続き、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように取組を進めてまいります。

それから、2点目で、都立療育センターの件でございます。都立施設につきましては、築年数が経過したものから必要な規模・機能を検討の上、建て替えや大規模改修などを実施しているところでございます。小児科から成人医療への移行に当たりましては、各都立療育センターの主治医がご家族の意向を踏まえまして、地域の医療機関と連携した上で円滑な医療の継続に努めているところでございます。

最後に、福祉人材の確保についてでございますが、都は、今年度から福祉介護職員に対しまして居住支援特別手当を支給する障害福祉サービスなどの事業所の支援をしております。

また、障害福祉サービスの事業者さんが長期的な視点で人材の確保・定着を図ることが

できるように、福祉介護職員等処遇改善加算につきましては、報酬の基本部分に組み込むなど、事業の運営を安定的に行うことができる仕組みとすることを、現在、国に提案を要求しているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○司会 会長からお話をいただきました要望につきまして、東京都としてお答えをさせていただきました。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了……。

はい、どうぞ。

○一般社団法人東京都肢体不自由児者父母の会連合会（池邊会長） すみません。つい先頃、とても気になる話があったので、少しそれについてお話しさせていただきたいと思えます。

府中療育センターの短期入所のことですけれども、短期入所の受入れが、今、医師の欠員のために、通常の3分の2程度となっているのではないかというような話があったようです。というのも、3回連続で入所の申込みをして断られた者がおりまして、そのときにそのような話を伺ったというふうに聞いております。

こういった短期入所が使えないということになると、その近隣のところでも、また違うところに使えなかった人が申し込むようになって、全体に波及していく問題でもあります。またそれが、府中療育センターだけの問題なのか、ほかの都立の療育センターでも、その医師の不足や看護師の不足等で使えない短期入所のベッドがあったりするということがあるのかということをお調べいただくとともに、こういったことが年度をまたいで何年にもわたって継続しないようにというところを、ぜひご支援いただきたいと思います。

○司会 ありがとうございます。

どうぞ。

○福祉局長 今、お話あった点について、うちのほうも詳しく確認をさせていただいて、しかるべき対応をしたいと思えますので、どうぞよろしくお願いたします。

○司会 どうもありがとうございました。

では、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。

（一般社団法人東京都肢体不自由児者父母の会連合会 退室）

○司会 続きまして、東京都老人クラブ連合会の皆様でいらっしゃいます。

（公益社団法人東京都老人クラブ連合会 入室）

○司会 ありがとうございます。

係員がご案内いたします。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 村上会長をはじめとする老人会の皆様方、お越しくださいます。皆様方には、高齢者の生きがい、また健康づくりの推進など、明るく元気な長寿社会を実現していただき、また、豊かな地域社会づくりにご貢献いただいております。ありがとうございます。

今日は、現場の様々な動き、そしてまたご要望、ご提案など賜りたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望をぜひともお聞かせいただきますようお願いいたします。

○公益社団法人東京都老人クラブ連合会（村上会長） 本日は、私どもの事業に関する予算要望の機会を設けていただきまして、本当にありがとうございます。

また、9月30日に開催されました第59回東京都老人クラブ連合会59回芸能大会において、小池知事様からビデオメッセージをいただきまして、本当にありがとうございました。皆さん大変感激しておりました。ありがとうございます。

それでは、令和7年度東京都予算に対する要望書について、読み上げさせていただきますと思います。

今年度、東京都老人クラブ連合会は創立60周年を迎えました。これを機に、令和6年12月17日、第38回東京都老人クラブ大会を創立60周年記念式典として開催いたします。「これまでの老人クラブ活動を総括し、次の10年を光り輝くものとする」をコンセプトにして、令和6年度における各種事業、イベントを進めているところでございます。

東京都におかれましては、小池東京都知事をはじめとして、日頃より老人クラブ活動に理解を賜り、寄り添う形のご指導をいただいております。大変ありがたく、感謝しております。ありがとうございます。とりわけ11月26日に開催したダンスの祭典、シニア健康フェスタ東京や9月30日に開催した芸能大会への一方ならぬご支援は、都内各地の老人クラブにとって、日々の活動の励みにもなっております。引き続き、ご指導とご支援を賜るようお願いいたします。

さて、地球温暖化の影響が強まり、今年の夏は高温が続き、異常なほどの暑さとなつて、経済社会活動や日常生活に支障をもたらしました。熱中症など健康への影響も深刻となっています。私たち老人クラブにとっても、コロナに続く、活動を制約する受難の連続です。

と嘆きつつも、老人クラブは活動の歩みを地道に進めております。コロナによる活動自粛、傷んだ心と体を克服しながら、老人クラブ活動を本格化させております。例えば、買物に出られない方に移動の支援の仕組みをつくって買物を楽しんでもらい、また、町会とタイアップして地域見守り活動や防犯パトロールを行い、輪投げやレクダンス、お茶会、地域清掃など、地域の皆さんに見えるような活動を活発に展開しております。こうした意欲的で献身的な老人クラブには、人が集まってきます。地域がにぎやかになってきます。

都市化、個別化、多様化など、地域で一緒に活動することをためらう風潮がありますが、それでも見ていて楽しい、やってみて楽しい老人クラブは人を引きつけます。私たちが健康を維持し、自立し、その上で老人クラブ活動を楽しく活発に展開して、見守り・支え合いの友愛活動を充実させていくこと、このことが、地域が痩せ細った我が国にとって、地域を明るく、そして活力あるものとする欠かせない取組と自負しています。地域の元気を枯渇させない、地域の主役であるお年寄りを活気づかせ、それは、見ていて楽しい、やってみて楽しい老人クラブの活動であります。そのためには、地域の単位老人クラブをじかにサポートする区市町村連合会の足腰・体制の充実が何といても重要と考えています。

小池知事におかれましては、以上、申し上げたことのご理解を賜り、地域の老人クラブ活動後押しと寄り添いの姿勢でご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年度予算編成に当たっては、下記の事項につきまして、特段のお力添えを賜りますようお願いいたします。

なお、具体的な要望は事務局長から簡潔に説明させますので、よろしく願いいたします。

じゃあ、局長、お願いします。

○公益社団法人東京都老人クラブ連合会（吉井常務理事・事務局長） それでは、記書きの1、2ということで、2つ要望事項とさせていただいております。

1つの東京都老人クラブ連合会活動の充実と強化というのは、東京都さんから東京都老人クラブ連合会に対して助成をいただいている内容についての充実ということでございます。これにつきましては、大きく2つ分けて、1つは、先ほど会長が申しあげました友愛、見守り、支え合いの、その活動についての助成事業ということで、引き続き、各地区でそういう講習会等の開催を支援するという形で実施をしておりますので、どうかよろしく願いしたいということでございます。

2番目の老人クラブ健康教室事業の充実、この中には幾つか入っております、冒頭、東老連健康づくり大学校というものがございませうけれども、これは、各地から60名定員をもって学生という形で集めて、高齢者がスクーリングというか、リスクリングというんですかね、それをやっております、これは余計な話になりますけれども、一昨年、全国老人クラブ大会が両国の国技館でありまして、その際、天皇皇后両陛下にご来臨いただきました。会長も親しくお話をする機会がありまして、それで、ちょっと後継者というか、若手を育成するための活動として何かやっていますかというご質問がありました。そのときに、会長からは健康づくり大学校ということで、比較的若手の高齢者を集めて、13日間の講義をする。それによって、地域に戻っても核心ある地域活動を行う、そういう人材を育てていますという形でお話をし、そして、あ、そうですかということで感心をしていただいたというふうにも漏れ伺っております。余計なことを申しあげました。

それから、もう一つはフェスタでございませう。11月26日開催いたしまして、本当にこれは、地域の高齢者が一生懸命踊りの練習をして、目標にするという形で、もう9回目を迎

えましたけれども、すごい盛り上がりを得ております。本当にこれは東京都のご支援という形で実施をさせていただいておりますので、引き続き実施をしていきたいと思っております。

2番目の老人クラブ活動費の充実・確保、これは東老連を経てのものではなくて、東京都さんから区市町村を経て、区市町村老人クラブ連合会、それから地域の老人クラブに対する助成ということでございまして、ここにありますが、いわゆる基本的な老人クラブ活動の基盤がこれによってなされていると、いわゆる、もう本当に生活基盤的な経費ということで、これのところは充実・強化という形で、引き続き、東京都さんのご支援をいただきたいということでのお願いでございます。

以上、簡単ではございますけど、要望とさせていただきます。以上でございます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 今、人生100年時代と言われて、もう長いわけですけども、高齢者が互いに支え合う、友愛活動、健康づくり、また介護の予防、介護予防に向けた取組、ますます重要性増しております。アクティブな長寿ということで、高齢者の健康寿命を延ばし、また、誰もが住み慣れた地域で活力ある生活を送れますように、引き続き、積極的に活動の後押しをいたしてまいります。

それから、2つ目の老人クラブ活動費の充実・確保という点につきましては、高齢者の社会参加、また生きがいづくりを推進する老人クラブの活動は、誰もが活躍できる社会づくりに向けて、重要な役割を担っておられます。高齢者の生活をより豊かなものとする認識をしております。これからも老人クラブの活動、さらに活性化しますように、取組の一層の推進を図ってまいります。

なお、今日のお越しいただいた皆さんの会の名前が老人クラブとか高齢者クラブとか高年者クラブ、それからシニアクラブといろいろあるんですけど、名称によって、やっぱり入りたいと思うような、何がいいんでしょうかね。でも、皆さんにいろんな活動をされるのが、また自分も入りたいということにつながればと思いますので、これからも頑張っていたきたいと思えます。

○公益社団法人東京都老人クラブ連合会（村上会長） ネーミングのことなんですけれども、これは昔から、老人クラブという名前が嫌だよという人が結構いるんです。皆、老人なんですけども。そのためにいろいろなネーミングでもって呼んでおります。私は足立区なんですけど、足立区は友愛クラブっていう名前です。それでも、やはり入ってくれる方、少ないですね。やっぱり名前、あんまり直結していないのではないかなって思っています。

○司会 ありがとうございました。

具体的な中身につきましては、これから来年度の予算をつくっていく中で検討をさせていただきます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（公益社団法人東京都老人クラブ連合会 退室）

○司会 続きまして、東京都看護協会の皆様でいらっしゃいます。

（公益社団法人東京都看護協会・一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会 入室）

○司会 ありがとうございます。

係員がご案内いたします。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 皆様こんにちは。看護協会の皆様方には、日頃より都政へのご協力、ご理解いただいております。誠にありがとうございます。

地域医療の担い手でいらっしゃいます看護師さんの確保、そして定着、また地域の看護ニーズの支援など、様々な医療体制の充実に取り組んでいただいております。また、能登半島の地震の際には、災害支援ナースを派遣されたと、このように承知をいたしております。また、コロナのときも本当にありがとうございました。過去形で言ってもいいかどうか分かりませんが。

今日は、現場の実情に一番詳しい皆様方から状況をお伺いするとともに、ご提案、ご要望を伺わせていただきます。短い時間ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望をぜひお聞かせいただきますようお願いいたします。

○公益社団法人東京都看護協会（柳橋会長） 東京都看護協会会長の柳橋でございます。小池知事におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、このような機会をつくっていただきまして誠にありがとうございます。

東京都看護協会及び東京都訪問看護ステーション協会の2団体で、令和7年度東京都予算に対する要望を述べさせていただきます。

先ほど知事のご発言にもございましたように、1月に発生した能登半島地震では、多くの看護職が被災地で活動を行い、有事の際の医療従事者確保の重要性が改めて認識をされております。また、少子高齢化と生産人口減少が進む中で、看護職の確保の困難という深刻な課題に取り組む必要がございます。これらの課題に備えるべく、看護提供体制の基盤強化を強く要望いたします。

要望は、大きく2本柱でまとめております。1番、2040年に向けた、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる社会と人々の健康生活の実現を目指した看護機能の強化。

（1）健康危機管理体制の充実とさらなる推進に向けた専門性の高い看護職の配置と活用への支援、こちらは重点要望でございます。①は、専門的な資格を持つ看護職の活用と施設における育成支援の拡充をお願いするものでございます。②は、首都直下型地震など

の自然災害や新興感染症に備えるための災害支援ナース育成への支援でございます。今年度から国の制度となった災害支援ナースの確保に向け、協定医療機関での研修派遣や資機材整備のための支援をお願いいたします。また、災害支援が可能な看護職確保のため、潜在看護師の活用について、ご検討をお願いいたします。

続いて、3ページをご覧ください。（2）全世代の健康生活を支える医療・看護サービスの充実と地域格差の是正でございます。住民に身近なサービスは区市町村で実施されていますが、提供内容、利用者負担等に差がございますことから、看護小規模多機能型居宅介護の開設支援など5項目について、サービス提供施設に対する市区町村支援への働きかけと看護職の活用の推進をお願いいたします。

4ページをご覧ください。（3）看護業務の効率化を目指したDXの推進でございます。こちらは重点要望でございます。看護は、専門知識や経験に基づく対人業務が基本であることから、直接患者や利用者に接することに時間と労力を振り向けるべきであります。しかし、まだDXを導入する業務が多く残されていることから、先端技術を活用した業務の効率化と、それを活用する看護職の資質向上を図る必要がございます。そのため、DX推進とICT活用のための看護職への教育支援や積極的に取り組む施設への支援をお願いいたします。

次に、要望の2本目の柱、IIをご覧ください。都民の健康生活を支えるための看護職の生涯学習支援と看護人材確保及び看護職の処遇改善。（1）看護職の勤務環境改善と処遇改善、こちらは重点要望でございます。看護職の働き方などに配慮した勤務体制、人事評価や賃金制度構築を実施する施設への支援拡充をお願いいたします。

（2）看護職の人材確保と定着促進では、5ページの③をご覧ください。看護補助者の確保・定着の促進についてでございます。看護師が本来の業務に重点的に取り組むためには、看護師を支える看護補助者の配置が必要となります。まだ一般にはあまり知られていない看護補助者の確保に向けて、幅広い広報活動や人材確保・育成への支援をお願いいたします。

（4）看護基礎教育の4年制化、（5）准看護師の養成停止と看護師免許取得のための進学支援の充実は、最新の医療、看護水準を踏まえて、より高度な教育が必要となっていることからの要望でございます。

以上、令和6年度予算に関する要望を述べさせていただきましたが、本日はお時間も限られておりますことから、災害支援ナース、看護DX、看護補助者の確保・定着の3点についてご回答をしていただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 それでは、私のほうから重点項目のうち2つ、まず最初に、大規模災害、またパンデミックの発生時についてでございます。コロナのときは、本当に皆様方のお力がいかに重要かというのを改めて確認したわけでございますが、より多くの看護職員さん

が、その持てるスキルに応じて、総力戦で対応していくことが必要だと痛感いたしました。

都は、大規模な災害などの発生時に、迅速に災害支援ナースを派遣できますように、その安定的な確保に向けて検討を進めているところでございます。また、そういった有事の際に対応可能な潜在看護師さんなど、あらかじめ確保して、確認しておきたいということから、都独自の登録制度の創設などにつきまして、検討していきたいと考えております。

それから、もう1点がDXでございますけれども、医療機関への電子カルテの導入支援、また業務効率化に向けましたAI技術を活用した取組を支援しております。また、現在、看護師さんなど医療機関の職員の皆さんがデジタル知識、また技術を習得できるように、医療DX人材の育成についても検討いたしております。引き続き、業務の効率化や医療の質の向上に向けまして、医療DXの推進に取り組んでいく考えでございます。

その他のご要望につきまして、担当局のほうからお答えさせていただきます。

○司会 雲田保健医療局長、お願いいたします。

○保健医療局長 保健医療局からは、3つ目の看護補助者の確保・定着の促進につきましてお答えをさせていただきます。業務が複雑化・多様化しております看護現場におきましては、看護職を支える看護補助者の役割は重要と認識をしております。都は、現在、看護協会に運営を委託しております東京都ナースプラザにおきまして、看護職を対象とした無料職業紹介などを実施しておりまして、引き続き、こうした取組を通じた人員確保に努めますとともに、タスクシフトの取組につきましては検討してまいります。以上でございます。

○司会 会長から特にご指定をいただきました3つの点について、東京都としてお答えをさせていただきます。

また、いただきました其他のご要望につきましても、これから来年度の予算をつくってまいりますので、そのプロセスの中で検討させていただきたいというふうに考えてございます。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（公益社団法人東京都看護協会・一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会 退室）

○司会 続きまして、東京都助産師会の皆様でいらっしゃいます。

（公益社団法人東京都助産師会 入室）

○司会 ありがとうございます。

係員がご案内いたします。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 宗代表理事をはじめとする助産師会の皆様方にお越しいただきました。日頃

より都政へのご理解、ご協力、誠にありがとうございます。また、助産、そして母子保健を支えるプロフェッショナルとして、子どもを安心して産み育てられる環境づくりにご尽力いただいております。もう東京都では不妊治療から、そしてまた出産の様々なサポートなどいたしておりますけれども、皆さんのお力が必要とされております。

また、現場の実態に精通しておられる皆様でございます。今日は、ご提案やまたご要望を直接お伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○公益社団法人東京都助産師会（宗代表理事（会長）） ありがとうございます。このように直接小池都知事にお会いすることができて、本当に心からうれしく思っております。

本当に小池都知事が就任されたときに、できない理由ではなく、できる理由を考えていく、どうすればできるのかというふうに言っていたことが、本当に心から私は心に残っております、実際小池都知事になってから、このように要望をしたり、お願いをしたりしても、本当に実現するために考えていただいているということを非常に感じております。

もう特に今回の要望について、ちょっと要望に先立って、お礼を申し上げたいんですけども、実は、私たちが安全な助産所での分娩をという要求をしておりましたら、東京都からきちんとその安全に出産するために、助産所に、医療機器って非常に高価なんです、その助成金をつけていただいたので、昨年度、今年度とつけていただきまして、安心して分娩を取り扱うことができる状態になっておりますことを心から感謝いたします。

それから、さらに、長年の懸念でありました妊婦健診票の直接使用につきましても今年の10月から実現させていただきまして、これもお母様方に非常に、助産所を使う上で、使いやすくなっているということですので、このような形で要望してきたことがきちんと実現されていくことを心からもう感謝しております。ありがとうございます。

それでは、ちょっと要望に移っていきますけれども、私どもは、全ての女性が、出産を経験する女性、経験しない女性も含めるんですけども、出産に係る、出産しないというのは、例えば不妊で産むことができなかつたりとか、産みたかったけど難しかったり、死産の方とかも含めます。そういった出産に係るケア、支援サービスができるよう、助産師たちをぜひ活用していただきたいというのが大きな願いでございます。特に昨今、伴走型相談支援という形で、継続した支援と言われております。ところが、なかなかこの担い手が助産師になっていない市区町村も結構あります。やはり私どもは、妊娠、出産、子育てに関わる専門家ですので、この担い手をぜひ助産師にさせていただければありがたいというふうに思っております。

そして、今、産後ケアを非常に充実させていただいて、東京都では10分の10というふうに言っているにもかかわらず、非常に格差が激しいんですね。きちんとやってくれるところと、もう本当にその事業が手薄なところがございます。なので、どの地域にいても、少なくとも東京にいたら同じようなケアが受けられるような形を考えていただけないかなというふうに願っております。

次なんですけれども、先ほどから言いましておりますが、助産所における安全で安心な分娩を支援されたい。これは、先ほどお礼を申し上げましたけれども、それだけではなく、助産所の存続に、今、出産が減っておりますので、助産所の存続がなかなか厳しい状態でございます。幾つかの助産所が閉鎖しております。ですので、できましたら存続のための人件費や運営費も考えていただければ非常にうれしいなというふうに思っております。

それから、今年度は、私どもは、いつもその要望の中の4番目に、4番目のNICUにお子さんが入院しているときに、お母さんが地域に普通の人として戻ってくるんですが、小さい赤ちゃんや病気があるお子さんをお産みになったお母さんは、非常に心に大きな問題を抱えていたり、身体的にも苦しかったりします。そのときに助産師がサポートできることをお知らせしたいということで要望しておりましたら、今年はNICU時のその早産児のサポートのイベントを東京都でしていただきまして、そこに助産師会も呼んでいただいて、共催という形を取らせていただきました。このような形で協働してそういったお母さんをサポートできるということは、本当に今後もまたそのサポートを進めて、一緒に進めさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、要望の5番目ですけれども、全ての子どもたち、小学生、中学生、高校生のプレコンセプション世代に対して、もちろん親世代とかあらゆる世代にもそうなんですけれども、妊娠、出産、育児などが希望や喜びに満ちたものであること、また、一人一人が自分の性を自分で決定できる、そして、きちんと自己の問題として考えられるということは非常に大切なことだと思っております。妊娠、出産の機序を知らないで妊娠してしまった若いお子さんたちがいらっしゃるのをいろんな形で助けておりますけれども、その前にきちっとした教育が受けられるように、助産師たちが包括的な性教育をしていくためのサポートというか援助もしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上になります。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 まず、1番目の産前産後のケア、支援サービスについてですけれども、子どもを産み育てたいと望む方が安心して出産、育児ができる環境を整備するという上で、地域で母と子のケアを行う助産師さんは重要な役割を担っておられます。

都は、とうきょうママパパ応援事業、これによりまして、助産師さんなどの専門職による妊婦への面接など、62全ての区市町村で実施をしております。また、産後ケア事業を行います区市町村独自に支援もしております、これからも産後ケア事業などの利用は一層進むように、区市町村の取組を支援していく考えでございます。

私から以上ですが、担当局のほうから加えます。

○司会 それでは、雲田保健医療局長、お願いいたします。

○保健医療局長 保健医療局からは、2点のご要望についてお答えをさせていただきます

す。

まず、助産所における安全で安心な分娩への支援についてでございます。先ほどお話ございましたように、都は、昨年度から、分娩を取り扱う助産所さんに対しまして、超音波診断装置や分娩監視装置などの医療機器の購入に要する経費補助をいたしますとともに、嘱託医師などの確保のための支援を行わせていただいているところでございます。妊婦の多様なニーズに応え、身近な地域で安全に安心して出産できる環境を整備するための取組を引き続き進めてまいります。

次に、包括的性教育を行う助産師の養成についてでございますが、都は、助産師会のご協力を得まして、助産師の知識と技術の向上を目的とした講習会を実施しておりまして、効果的な講習会を実施できますよう、引き続き、助産師会の皆様と連携しながら取り組んでまいります。以上でございます。

○司会 続きまして、山口福祉局長、お願いいたします。

○福祉局長 福祉局長の山口です。よろしく申し上げます。私からは、2つの点についてお話をさせていただきます。

まず、1点目は、産後健診の助成と助産所での産後健診票が使用できることについてでございます。都におきましては、出産後間もない産婦への健康診査を行う区市町村をとうきょうママパパ応援事業、これにおいて支援をしているところでございます。

加えまして、居住自治体以外での出産をされる方も多くいらっしゃいますことから、今後、その産婦が自治体の区域を超えて健診を受診できるように、都内共通の受診票の導入に向けまして、区市町村を後押ししてまいります。

それから、もう1点、全ての子ども、親世代、プレコンセプション世代などの包括的性教育の実施についてでございます。都におきましては、中高生などの、その思春期特有の健康上の悩みに対応できる相談窓口を設けておりまして、とうきょう若者ヘルスサポート、わかさぼというふうに私ども呼んでおりますが、これを設置いたしまして、助産師などの資格がある方が電話、メール、対面により相談に今、応じていただいているところでございます。

また、妊娠の適齢期や婦人科疾患などに関する相談支援、それから健康教育、普及啓発を実施する区市町村も支援をしているところでございます。

私からは以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○司会 そして、教育庁の猪口次長からもお願いいたします。

○教育庁次長 教育庁でございます。学校における性に関する指導につきましてでございます。現在、学習指導要領に基づきまして、児童生徒の発達段階を踏まえました年間計画を作成しまして、組織的・計画的に実施してございます。

教育委員会のほうでは、命の貴さにつきまして、発達段階に応じた指導事例や産婦人科医等と連携した授業の進め方等を掲載した性教育の手引を作成しまして、全公立学校に配付するなど、各学校における学習指導の充実に資するよう努めてございます。

○司会 会長からお話をいただきました項目につきまして、都としてお答えをさせていただきます。

要望につきましては、これからの来年度の予算編成の中で具体的に検討させていただきたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（公益社団法人東京都助産師会 退室）

○司会 続きまして、東京都薬剤師会の皆様でいらっしゃいます。

（公益社団法人東京都薬剤師会 入室）

○司会 ありがとうございます。

係員がご案内いたします。お席までお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 薬剤師会の皆様方に日頃より都政へのご協力賜っております。ありがとうございます。安全安心な薬品の提供、そして適正使用、都民の健康な生活に対するサポートなどいただいております。また、公衆衛生の向上と増進に対しましてのご尽力に感謝申し上げます。

今日は、現場のお声を聞かせていただき、またご意見、ご要望伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、都政へのご要望をぜひお聞かせいただきますようお願いいたします。

○公益社団法人東京都薬剤師会（関根常務理事） 東京都薬剤師会でございます。日頃より様々な場面でご支援賜りまして、この場をお借りして深く御礼申し上げます。

それでは、令和7年度東京都予算等に対する東京都薬剤師会の要望について、私、関根のほうからご説明申し上げます。

冊子がございます。1ページ、2ページ目に関しましては、要望項目を一覧にしておりますので、後ほどご確認のほどよろしくお願い致します。

各項目の要望項目につきましては、本日、時間がかなり限られておりますので、時間の関係上、特に強い要望につきましてご説明申し上げます。

おめくりをいただきまして、6ページ目になります。オの薬物乱用防止啓発事業でございます。近年、10代から20代の若い世代を中心といたしました一般用医薬品の不適正使用、いわゆるオーバードーズの急増が社会問題となっている状況を踏まえまして、大麻、覚醒剤等の規制薬物のみならず、OTC医薬品も含めた薬物乱用の危険性につきまして、小・中学校におけます薬物乱用防止教室、それから薬育等の機会も活用いたしまして、広く都民へ積極的に啓発をいたします。

また、下のキの災害対応につきまして、令和6年度に改定予定の災害時薬剤師班活動が

イドライン、これの周知を図るとともに、新たに設置されました東京都災害薬事コーディネーターを中心に、ガイドラインに沿って災害発生直後から医薬品供給をはじめとした災害支援活動を迅速かつ円滑に実施できますよう、連絡、調達、供給体制の整備構築を進めてまいります。

また、昨今の豪雨等の災害に対しましても体制の整備を進めてまいります。

簡単でございますが、以上が主な項目のご説明でございます。今回ご説明した内容以外でも要望項目を載せております。予算獲得につきましては格段のご協力を賜りたく、よろしく願いいたします。

この後、高橋会長のほうから一言でございます。よろしく申し上げます。

○公益社団法人東京都薬剤師会（高橋会長） 本日はどうもありがとうございます、お時間をいただきまして。

今、説明させていただきました中で薬物乱用の問題については、今までの規制薬物と違って、一般に販売されている医薬品がその対象になっているということで、薬務課さんと協力をしながら対応しているところですが、せんだって警視庁さんのほうとも覚書を結ばせていただいて、青少年に対してのしっかりとした対応をしていくような形を進めていくということになりましたので、また格段のご協力のほうをいただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それから、災害につきましては、今回モバイルファーマシーについての予算がつきそうというお話を伺っておりますので、それにつきましては、もしそのような状況になるようでありましたら、その用途以外の部分でも、ただ置いといても単なる持ち腐れになってしまうし、何でしようね、悪くなってしまっただけで使えなくなるっていうのが一番怖いことなので、その辺はしっかりとどういうふうに対応していくか、今後も協議を重ねながら、東京都さんとちゃんとやっていきたいと考えておりますので、その辺もぜひご配慮いただければと思います。

また、それに伴いまして、今、1都6県の薬剤師会で、お互いに災害が起きたときの横の連携の体制を取ろうということは今、進めておりますので、またその辺について、何かお願いがあることもございますので、ぜひよろしく願いしたいと思っております。ありがとうございます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点かのご要望の中で、私のほうからは、災害対応力の向上事業についてお伝えします。

まず、能登半島地震のときもそうございましたけれども、自然災害が本当に全国あちこちで様々な形で起こっていると、それもしばしばということでございます。また、災害時においても、都民への医療提供を継続するために、薬局機能を維持する重要性が増していると、このように考えております。

迅速でかつ円滑な医薬品の供給が行えますように、本年度改定予定の災害時薬剤師班活動ガイドラインを周知するというのと、今年の4月に任命いたしました東京都の災害薬事コーディネーターの皆さんと連携しまして、講習会また訓練を実施するなど、災害対応力の強化を図っていきたくて考えております。

その他のご要望につきまして、担当局のほうからお答えをさせていただきます。

○司会 雲田保健医療局長、お願いいたします。

○保健医療局長 では、保健医療局からは、2点のお話につきましてお答えをさせていただきます。

まず、薬物乱用防止の啓発についてでございます。都は、違法薬物だけではなく、お話がございましたOTC医薬品も含めた薬物乱用の危険性についての正しい理解を広めていくために、学校や地域などが実施をいたします講習会の支援を行っているところでございます。また、若者などによる市販薬のオーバードーズが社会問題化していることを踏まえまして、医薬品の適正使用に関する小学生向けの教材を今年度、作成をいたしまして、配付する予定でございます。引き続き、薬剤師会の皆様をはじめとした関係機関、あるいは地域団体などと連携をいたしまして、OTC医薬品の適正使用を含めた薬物乱用を防止するための普及啓発を推進してまいります。

次に、モバイルファーマシーのお話がございましたので、現時点でお答えできることをお話させていただきます。都は、能登半島地震における災害対応事例を踏まえまして、より確実な医薬品供給体制の確立を図るため、モバイルファーマシーの導入を検討しているところでございます。モバイルファーマシーの運用の検討に当たりましては、災害時の支援活動に加えまして、やはり、平時における訓練ですとか維持管理の観点も重要と考えておりまして、薬剤師会の皆様の協力は必要不可欠と考えてございます。引き続き、皆様と連携をしながら、災害時の医薬品供給体制の強化を進めてまいります。以上でございます。

○司会 お話をいただきました点について、都としてお答えをさせていただきました。

また、その他のご要望につきましても、これから来年度の予算を編成してまいりますので、その中で検討を重ねてまいりたいと考えてございます。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（公益社団法人東京都薬剤師会 退室）

○司会 続きまして、国民健康保険組合東京協議会の皆様でいらっしゃいます。

（国民健康保険組合東京協議会 入室）

○司会 ありがとうございます。

係員がご案内いたします。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

きます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 本日は、東京都庁のほうにお越しいただきました。古賀幹事長をはじめとする協議会の皆様方には都政に対しましてのご理解、ご協力賜っております。ありがとうございます。また、保険料の徴収、医療給付に加えまして特定健康診査、そして特定保健指導などを通じて、被保険者の健康保持の増進にもご尽力をいただいております。

今日は、現場の実態に精通される皆様方から直接ご提言、ご意見、またご要望を伺いたいと思います。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 それでは、都政へのご要望をぜひお聞かせいただきますようお願いいたします。

○国民健康保険組合東京協議会（古賀幹事長） 本日は、大変お忙しい中、小池知事をはじめ幹部の皆様方にこのような要望の機会をつくっていただきまして、本当にありがとうございます。今日は私、古賀、それから東京協議会の幹事そろってお邪魔させていただいております。

まず初めに、昨年要望させていただきました6年度の都費補助金でございますが、47億5,000万にも及ぶ助成費を確保していただきました。本当にありがとうございました。この場をお借りして、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、要望に移らせていただきますが、最初に、例年のことではございますが、最初に、この東京協議会につきまして、少しお話をさせていただきます。

本会は、都内各国保組合の事務局を中心に、昭和38年に組合相互の親睦、協調、または自主活動を促進するとともに、地位の確立を図るため組織されております。現在は、昭和14年設立の東京理容国保組合をはじめ都内21組合で活動をさせていただいております。

それでは、要望の原稿に参ります。国民健康保険組合に対する都費補助金に関する陳情書でございます。

最初に、表紙をおめくりいただきまして、さらにもう1枚おめくりいただきますと、要望事項の3点が記書きしてございます。そちらをまず読み上げさせていただきます。

一つ、国民健康保険組合に対する都費補助金は、現行水準を確保していただきたい。

一つ、国民健康保険組合が行う特定健康診査・特定保健指導の事業に対する都費補助金は、現行水準を確保していただきたい。

一つ、国民健康保険組合の基盤を確保していただきたいとなっております。詳細につきましては、前のページへお戻りいただけますでしょうか。こちらの文章の要点をかいつまんで読み上げさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、2行目になります。国保組合は、都内被保険者約36万5,000人を擁しており、国民健康保険事業の発展・向上に貢献してまいりました。

4行下がります。しかしながら、少子高齢化の進展、医療技術の高度化、高額薬剤の保険適用等により、医療費は増嵩の一途でございます。さらに、団塊の世代が後期高齢者となることから、現役世代の高齢者医療制度への支援金、納付金及び介護納付金のさらなる

増加が見込まれております。加えまして、令和8年度には、少子化対策を強化するための財源として、保険者が被保険者から支援金を徴収する子ども・子育て支援法の一部改正法が施行されます。国保組合の運営への懸念があります。

また、平成28年から令和2年度にかけての定率補助の見直しをはじめ、2行下がりました、度重なる制度変更により、該当する国保組合の財政運営は大変厳しい状況が続いております。多くの国保組合では、これらの要因により、既に保険料の引上げを行っており、さらなる組合員の保険料の負担は困難な状況でございます。

このような厳しい状況の中、国保組合は、保険料の完全徴収はもとより保険事業の積極的な取組など、医療費の適正化に努めておりますが、健全な事業運営の維持には東京都からの補助金に大きく頼らざるを得ないのが実情でございます。このことは、平成11年の東京都国保委員会の方針にも助成の必要性が言及されておりますので、従来からの補助金並びに医療保険者に義務づけられた特定健康診査等の3分の1の補助につきましても現行水準の確保をお願い申し上げ、都内21国保組合の総意をもって要望とさせていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点かのご要望のうち、まず、私のほうから1番、そして3番についてお伝えしたいと思います。

国保組合は、被保険者の健康を守る上で大きな貢献をされてこられました。そして、現在もそうでございます。被保険者の負担の軽減、そして保険の財政健全化のため、国保組合に対する補助、引き続き実施をしております。

それから、3番目の基盤強化の確保でございますが、国保組合におかれましては、保険料の徴収、また確保、そして被保険者の健康の保持や増進など、日頃から健全な事業運営にご尽力いただいております。これからも国民健康保険の仕組みの安定化に向けまして、都としての役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。

その他のご要望につきましては、担当の局のほうからお伝えをいたします。

○司会 それでは、雲田保健医療局長、お願いいたします。

○保健医療局長 保健医療局からは、2番目の特定健康診査や特定保健指導についてお答えをさせていただきます。国民健康保険組合におかれましては、被保険者の健康を守るため、従前より特定健康診査や特定保健指導の受診率向上に取り組んでいただいております。都といたしましてもこの取組に対し、独自の補助を実施しているところでございまして、今後も皆様のご協力を得ながら、被保険者の健康増進が図られますよう取り組んでまいります。以上でございます。

○司会 3点のご要望につきまして、都としてお答えをさせていただきました。よろしゅうございますか。

○国民健康保険組合東京協議会（古賀幹事長） どうもありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（国民健康保険組合東京協議会 退室）

○司会 続きまして、東京都獣医師会の皆様でいらっしゃいます。

（公益社団法人東京都獣医師会 入室）

○司会 ありがとうございます。

係員のご案内いたします。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 まずは、東京都の都政に対しましてのご協力、ご理解いただいていること、感謝申し上げます。皆様方には、人と動物のよりよい共生社会の構築と、そういう方向に向けまして、動物愛護と適正な飼育の普及啓発、多岐にわたります事業を展開していただいております。

今日は、また再来年の4月ですか、東京で世界獣医師会大会が開催されると、このように伺っております。現場の実態に精通される皆様方のご意見、ご要望をお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○公益社団法人東京都獣医師会（上野会長） 東京都知事と直接面談する機会をいただき、感謝申し上げます。この貴重な時間を予算に関する要望だけでなく、獣医業界で生じている問題の共有の機会として、最初に、以下の項目につき説明させていただきます。

情報共有として、東京都における獣医療界の課題。現在、本会では、動物病院での麻薬購入が困難になっていることが大きな課題となっています。ケタミンやフェンタニル等は動物の疼痛管理をするために重要な薬剤で、傷病動物の痛みを緩和するために使用を希望する獣医師が多いものの、ここ何年間には新規開設した動物病院の獣医師が麻薬使用者免許を取得しているにもかかわらず、購入できないという状況が生じています。また、新規取引ができないだけでなく、これまで継続していた取引が中止になるケースもあり、その理由を確認したところ、動物病院が代替わりをして院長が交代した、区画整理のために動物病院が移転したなど、動物病院側に瑕疵がない理由が含まれております。

本会が麻薬販売者に対して実施したヒアリングでは、麻薬売買に際しての手続は厳密かつ煩雑な手順があることから、動物病院が1回当たりに購入する量と売上額によっては採算性が見込めない場合もあり、積極的に取引ができないとの回答でした。また、本件については農林水産省にも相談しておりますが、採算が合わないことを理由に企業が販売を渋ることについては、非難することができないとの回答でした。

本会においても企業様にとっては経済活動だということは重々承知しております。しか

し、動物の痛み、苦しみを取り除くことの必要性は動物福祉の基準である5つの自由の中でもうたわれており、最優先すべき事項です。我々獣医師が傷病動物の治療や手術において、これらの薬剤を併用することで、麻薬の使用量を減らすことが可能になり、麻薬の安全性を高め、副作用を減らし、薬剤の効果を最大化することもできます。手術に際し、患者様が最も不安を感じられる麻酔の事故を回避するためにも、また、動物たちに手を尽くした十分な獣医療を提供できるようにするためにも、解決せねばならない重要課題だと考えております。

つきましては、麻薬の安定入手に向けて、本会でできる取組を模索するとともに、本会会員の麻薬取扱いのマナーやモラル向上の啓発を継続していくよう努力いたしますので、今後、必要に応じ、東京都に相談を申し上げた際にはご助言、ご指導等をいただきたく、お願い申し上げます。

以下、本会からの要望を説明させていただきます。予算要望として、学校飼育動物及び傷病野生鳥獣の治療、遺体検案及び埋葬に関する予算です。年間500頭羽を想定し、1頭羽につき検案・埋葬費用として2万円、合計1,000万円を都の事業予算とする旨、ご検討いただきたい。2万円の1頭羽当たりの内訳としては、遺体検案で1万円、埋葬供養として8,000円、事務運営費として2,000円でございます。

動物由来感染症の早期発見を行うため、東京都においてもモニタリング事業を実施されていることは承知しておりますが、東京都で実施されているモニタリングは病院でのサンプリングやモニタリングであることから、症状が出て治療に訪れた人、あるいは動物のみが対象となっております。

本会では、感染症の早期発見と都民の健康に資することを目的とし、学校飼育動物や傷病野生鳥獣の治療だけでなく、死亡した動物の検案を25年間にわたり実施しています。このうち学校飼育動物の治療と死体の検案の多くは、本会獣医師がボランティアで実施し、埋葬については、民間動物霊園のご厚意と本会の一部負担で行ってまいりました。しかし、傷病野生鳥獣の治療については、東京都が指定する対象動物が年々減らされています。とはいえ、感染症は鳥類の種類を選ばないことや、都民により対象外動物を会員病院に持ち込まれた際に、動物病院として治療を拒否できないことから、結果として、本会が一部を負担し、治療と検案を実施しているのが現状です。

過去に確認されている人の感染症の60%及び過去30年間に新しく確認された新興感染症の75%が動物由来感染症であり、新型コロナウイルス感染症流行によるパンデミックが我々の生活に痛烈な打撃を与えたことは記憶に新しいことと思います。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号、以下規則）に規定されている疾患の多くが動物由来、または動物を媒介することが知られています。特に、規則に規定された学校感染症第1種の疾患については、ほぼ全てが動物由来感染症です。学校、幼稚園、小学校、中学校等には、成人と比べて抵抗力が未発達な園児、児童生徒が集団生活をしており、様々な感染症

が発生しやすく、また、学校内で感染が拡大しやすい状況にあります。

また、近年、物流の国際化に伴い、病原体の移動も容易に行われ、万が一野生動物に感染流行を起こした場合、その管理は困難を極めると考えられます。西日本を中心に話題となっていた重症熱性血小板減少症SFTSなどの感染症も野生動物を中心に感染環が確認されており、飼い主のいない猫を世話するボランティアや治療に従事した獣医師が感染する等の事例も報告されており、流行の東進・拡大への対策が喫緊の課題となっているところ です。

このような状況下で、学校飼育動物及び傷病野生鳥獣の治療や死体の検案を行い、動物由来感染症を早期に発見することは、公衆衛生上、極めて重要ですが、東京都における学校飼育動物及び野生動物の一般の病気に関するサーベイランス体制は不十分であり、これら動物の治療、死体の検案、埋葬は、サーベイランス体制の一環として重要な位置づけであることを認識すべきだと考えます。

東京都感染症予防計画（令和6年3月）では、動物由来感染症について、第二章、感染症の発生予防及びまん延防止のための施策の4、動物衛生・食品衛生・環境衛生対策との連携体制の（1）動物由来感染症（家畜、野生動物、ペット動物の各衛生担当部門）の中で、教育機関と連携し、学校飼育動物の衛生管理の向上を図ると記されています。そして、野生動物についての具体策は触れられていません。本会としては、都民の健康に資するために、学校飼育動物のサーベイランスに関して、東京都保健医療局が計画にうたわれているとおりの事業を実施する必要性を強く訴えます。

また、学校で飼育する動物の検案については、基礎自治体と本会支部との契約ではなく、本会と東京都保健医療局との協働により、都内学校飼育動物の死因について把握すべきだと考えます。

また、野生動物については、早急にサーベイランス体制の構築を図るべきと考えておりますので、ぜひご対応をお願いいたします。

次に、要望として、第41回世界獣医師会大会開催への協力について。既にご承知のとおり、2026年4月21日から24日に東京で開催される第41回世界獣医師会大会については、日本獣医師会を介し、世界獣医師会から協力依頼が届いていることと思います。この大会では、参加人数6,000人（延べ）を目標としており、世界70か国からの参加者を見込んでいます。

日本における獣医学の発展と充実は、そのグローバル化が重要な課題です。動物やその疾病には国境がなく、動物の健康を介して人や社会の健康を守る職域にある獣医学においても国境はありません。東京都獣医師会では、アジア圏での小動物獣医師会などに参加することで、臨床に従事する獣医師だけでなく技術者、教育研究機関、関連企業との密接な関係を通じ、人と動物との共生社会の構築や人と動物のウェルビーイングを目指し、努力を続けているところです。

この世界獣医師会大会には、世界中から獣医師や関係者が参集し、積極的な交流と情報

交換を行う機会が設けられ、世界の獣医療、動物福祉対策、感染症及び公衆衛生対策など、最新の知見を得る機会となり、相互に交流を深めることでパンデミック対策を図る機会にもつながります。この大会が公衆衛生においても、世界で最も安全な都市である首都東京で開催されることにも大きな意義があり、東京から世界に向け情報発信していくことで、これからの獣医療界の発展や人と動物との共生社会構築のオピニオンリーダーとして、日本に影響を与える存在であることを示す機会になると考えます。令和6年第3回都議会定例会知事所信表明の中で小池都知事がお示しくださっている大きな国家観に基づく戦略、東京のブランド化、世界をリードするといったキーワードを具現化する機会とも言えると考えております。大会開催地である東京都に在する東京都獣医師会においても、全会員が総力を挙げて、成功に向け取り組んでいく所存です。これから1年半をかけて準備をしておりますので、広報活動など、本大会開催へのご助力をお願いいたします。以上です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 何点かの大きな項目のうち、3番目にありました国際大会開催について述べます。

動物は私たちの生活に潤い、また癒やしを与えてくれる大切な存在であり、また、獣医師会の皆様方におかれましては、日々動物診療の第一線で活躍させていただいております。また、東京で初めての開催となります第41回の世界獣医師会大会でございますが、国内外から研究者はじめ、多くの皆様方が東京を訪れられるということで、期待をいたしております。

都は、国際会議の都内での開催、積極的に支援をいたしておりますので、大会が実り多いものとなるよう、必要なサポートを行っていくところでございます。

他のご要望につきましては、担当の局のほうから回答させていただきます。

○司会 雲田保健医療局長、お願いいたします。

○保健医療局長 保健医療局からは、2点のお話についてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の麻薬の購入や適切な使用についてでございますが、都は、動物病院を含む麻薬を扱う診療施設や麻薬卸業者などに対しまして、麻薬を取り扱う上で必要な手続や適切な管理方法などの周知を図っているところでございます。引き続き、こうした取組を着実に実施いたしますとともに、獣医師会の皆様とも情報共有を図っていきたくと考えてございます。

次に、2点目の学校飼育動物や野生鳥獣の遺体検案などについてでございます。都では、動物由来感染症の人への感染を防止するため、発生動向調査ですとか、都民に対する正しい知識の普及啓発などを行っております。また、傷病野生鳥獣につきましては、鳥獣保護管理事業計画に基づきまして、希少種や人為的な要因で傷ついた個体などを対象に救護を実施してございます。これらの事業を計画することで、動物由来感染症対策や傷病野

生鳥獣対策を着実に実施をしております。

なお、都教育委員会では、区市町村教育委員会に対しまして、学校が飼育する動物の死亡時の対応を周知しているほか、獣医師による死体検案などに必要な補助を行っているところでございます。以上でございます。

○司会 都として、まずはコメントをさせていただきました。

いずれにしましても、ご要望につきましては、これからの来年度の予算編成の中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それでは、ちょうどお時間となりましたので、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（公益社団法人東京都獣医師会 退室）

○司会 引き続きまして、東京都下水道工事專業者協会の皆様でいらっしゃいます。

（一般社団法人東京都下水道工事專業者協会 入室）

○司会 ありがとうございます。

係員がご案内いたします。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 本日、國松会長をはじめとする下水道工事專業者協会の皆様方にご足労をおかけいたしております。日頃よりの都政へのご理解、ご協力ありがとうございます。また、都民の生活の基盤である下水道の維持管理、PR活動を通じて、東京の下水道行政におけます都民サービスの向上にもご尽力いただいております。

今日は、早速ですが、皆様方の現場のお声、またご要望を伺わせていただきます。限られた時間で恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

○一般社団法人東京都下水道工事專業者協会（松田幹事長） じゃあ私のほうからご説明させていただきます。

私ども一般社団法人東京都下水道工事專業者協会と申します。実は、設立は1970年と意外と古くて、長きにわたりまして下水道工事、それから作業の專業者といたしまして、技術の開発、技能の研さんに努めて、下水道局の実施する都民サービスの維持向上に寄与するべく活動をしてまいりました。

2009年には一般社団法人化いたしまして、都民の下水道事業へのご理解とご協力を得るため、下水道局との協力体制の下、下水道事業PRへ様々な取組を積極的に行っております。具体的には、工事・作業現場の近隣住民の皆様方へPR紙の裏面を活用しまして様々なPRをさせていただいたり、それから、私ども現場の專業者ならではの視点で現場を撮影したカレンダーを作成したり、その他、下水道展などイベントへの協力を長年にわたり実施してまいりました。

さらには、下水道の役割、大切さ、工事・作業の必要性、重要性を伝える小学校等への

出前授業、こちらも継続して開催しております。今後とも引き続き下水道のPRを行っていく所存でございます。

一方、都民に対する責務である下水道事業の誠実な遂行と品質確保を命題に、こうした不断の活動を維持・充実させるためには、私ども中小企業の抱える諸課題、特に現状の技術者・労働者の不足、働き方改革への対応、経営を脅かす深刻な状況の改善を図ってまいりたいと思います。つきましては、協会員一同、さらなる経営努力を重ねることは当然でございますけれども、引き続き良好な都民サービスの提供が継続できますよう、別紙事項につきまして特段のご高配をいただきますようお願いいたします。

3項目ございまして、まず、1番目です、下水道の維持管理に係る予算及び発注量の確保について。ご案内のように、下水道は都民の快適な生活を支える重要な都市インフラであり、下水道施設に不具合が発生した場合には、都民が大きな不利益を被ることになるため、下水道施設の維持管理は必要不可欠でございます。一方、円安だとか原油高による材料費の大幅高騰の中、組合員の中からは来年度の工事に対する発注量の不安の声も多数上がってきている次第でございます。引き続き、私ども中小企業の経営基盤の安定化のため、維持管理に係る予算及び発注量を確保いただきますよう要望申し上げます。

2番目といたしまして、現場事務作業の効率化・電子化の推進についてでございます。昨今の建設業における人手不足、担い手不足は解消されず、現場担当者の業務負担は増すばかりでございます。東京都におかれましてもハンコレス、それから書類削減・簡素化、こちらのほうは進めていただいているところではございますが、働き方改革の推進やさらに作業の効率化・簡略化を進めるためのデジタル化は必須でございまして、工事情報共有システムのさらなる積極的な活用、それから打合せ等々のメールの活用、さらには、さらなる書類提出の削減・簡素化にお取り組みいただきますようお願い申し上げたいと思います。

3つ目といたしましては、持続可能な建設業の働き方についてでございます。ご案内のように、2024年の4月より罰則付時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されております。私どもが施工する大都市東京の路上工事である下水道工事におきましては、常設の作業帯が設置困難であることから、作業労働時間に大きく影響を及ぼすおそれがあり、長時間労働の解消には企業努力の範疇を大きく超えるものと懸念されております。

また、工事を積算される場合の施工代価の標準時間、日当たり施工量の見直し、酷暑日の施工に関する補正等々、都内下水道工事専門業者の持続可能性を高めるために、改正労働基準法に沿った設計単価の見直しを推進していただきますよう要望申し上げます。

また、昨今、東京都のほうで制定されましたカスハラ防止条例に関連いたしまして、路上現場作業に対し、不当な言いがかりや悪質なクレームを受けることにより現場責任者に大きなストレスがかかることがございます。現場施工時におけるカスハラ防止の取組についても何とぞご検討いただければ幸いです。

続きまして、会長の國松よりご説明申し上げます。

○一般社団法人東京都下水道工事專業者協会（國松会長） 今日にはありがとうございます。

ただいまの3点要望は、我々協会員の中からの声を聞いた言葉でございますので、その中でも今年から働き方改革が法令化されまして、やはり、我々中小零細企業で下水道仕事をしているのですが、都内でやる路上工事ですので、どうしても時間が限られてきてしまいます。さらに、職員も残業をあまりできないような形になってきますので、そこにはかなり時間的な制約が出てまいりまして、もちろん工期を延ばしていただくのは当然ですが、やはりそれにはそれぞれの工事の単価の歩掛等が、やはりその辺の見直しをぜひしていただきたいという思いでございます。

それに伴って、我々若い者、あるいは女性活躍の場をこれからもどしどし入っていただきたいのですが、下水道の事業の魅力がなかなか伝わっていかないので、それを我々協会としては広報活動としてやっていきたいと。それから、人手不足もそうですし、作業員も高齢化していますので、局さんと一緒になって広報活動を、よりよいものをつくっていきなうと思っております。

それから、あとは能登の今回の災害において、我々の協会員が下水道局さんの要望によって支援をさせていただきました。

これからも、東京都に災害が起きたときも、我々は全勢力を挙げてご協力をしていきたいと思っておりますので、ご要望のほうもひとつ聞いていただきたいと、よろしくお願ひします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 幾つかご要望ございました。今、最後に能登の話をお話しされました。また、現地にこの事業者向かっていただいて、そして、今もなかなか厳しいようでございませうけれども、改めて、その下水道がいかに毎日の生活に必要な、不可欠かということも知らせてくれたかと思ひます。24時間365日止めることはできないインフラでございます。

下水道事業を安定的に運営するためには、適切な維持管理が必要でございます。必要不可欠でございますので、令和7年度におきましても引き続き、維持管理に係ります工事などの着実な実施に努めていく考えでございます。

その他のご要望については、担当の局のほうからお答えをさせていただきます。

○司会 それでは、佐々木下水道局長、お願いいたします。

○下水道局長 私からは、要望書の2点目、それから3点目について申し上げます。

まず、現場事務作業の効率化・電子化の推進についてでございますが、本年4月から建設業も時間外労働の罰則付上限規制が適用されており、下水道事業の担い手が不足する中、提出書類の削減・簡素化による負担軽減を進めていくことは重要でございます。工事関係書類につきましても、下水道局で使用している27種類の統一書類がありますが、本年度に5つの様式、累計で14様式について削減または簡素化を図りました。さらに、押印が

必要な様式全てのハンコレス化を実施し、メールの活用とともに業務の効率化を図っております。

また、工事情報共有システムにつきましては、令和4年度より運用を開始しておりますが、皆様の利用がさらに拡大するよう、本年度、操作説明会やパンフレットの作成などを行い、周知いたしました。今後も現場の状況等を踏まえながら、提出書類の削減・簡素化に積極的に取り組んでまいります。

次に、持続可能な建設業の働き方改革についてでございますが、当局では、現場の作業実態に応じて、路上工事における労務単価の補正割増しができるよう、令和3年度から制度を整え、適用しております。加えて、本年度は、現場の作業実態を改めて調査を行っておりまして、その結果を踏まえて適切に対応してまいります。

熱中症対策としては、猛暑による作業休止を考慮し、損料等の算定に割増し率を適用できるように、昨年度制度化したところですが、さらに本年度より、休業日の前日等に熱中症警戒アラートが発表された場合でも工期延伸できるよう制度を充実しております。

また、カスタマーハラスメントの防止につきましては、令和7年4月に条例が施行されますので、今後、条例の考え方や運用の在り方を示すガイドラインの内容を踏まえ、適切に対応してまいります。

私からは以上でございます。

○司会 都として、ご要望に対しましてお話をさせていただきました。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

はい。

○一般社団法人東京都下水道工事業者協会（國松会長） 先ほどの最後のカスハラの来年から施行されるということで、我々もやはり長年現場でやはりクレームっていうか、かなり現場の代理人が苦勞しているところでございます。多分これが始まれば、やはり都民の意識も多少変わって、よくなるのではないかなと、これは大変ありがたいことだと思っています。ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（一般社団法人東京都下水道工事業者協会 退室）

○司会 続きまして、東京都水道業者協会の皆様でいらっしゃいます。

（東京都水道業者協会 入室）

○司会 ありがとうございます。

係員がご案内いたします。お席にお進みいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 まず、水道事業者協会の皆様方には本日ご足労いただいております。日頃から東京都の都政に対しましてのご理解、ご協力誠にありがとうございます。生活に欠かすことのできない水、水道でございます。調査研究、また漏水事故への対応、災害時、能登でもご協力いただきました、復旧の支援などなど様々な活動に取り組んでいただいております。

今日は、現場の実態についてお伝えいただきたく、また皆様のご意見、ご要望を伺わせていただきます。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○東京都水道事業者協会 それでは始めたいと思います。要望書をお出ししましたので、これにのっとってと思うんですが、まず、タイムリーではございませんが、知事、当選おめでとうございます。遅くなりました。

それでは、要望書にのっとって、ちょっとはしょりながらいきますので、よろしいでしょうか。

令和6年6月12日、東京都庁におきまして、当協会員並びに東京都内の水道工事業者が一堂に会し、西山水道局長より小池都知事感謝状を贈呈していただきました。協会員一同、心より御礼を申し上げます。5月24日の日は、知事から直接会のほうに頂きましたので、本当に感謝しております。ありがとうございます。

能登半島地震において、当協会として、1月10日に第1陣として協会員が出発。以降、5月31日までの約5か月間、38社39班が水道復旧の支援に当たりました。長期にわたる途切れることのない出動体制を整えることができた要因は、有事に向けた平時の備えでございます。それを可能とした背景に、都知事の水道事業に対するご理解、東京都水道局の今日に至るまでのご指導、諸施策の成果であると思っております。

47都道府県で唯一人口が増加している大都市東京において、今後予想される首都直下型地震では甚大なる被害が想定されることから、私ども協会員、東京水道工事業者には、より一層の平時の備えの準備が求められます。安定経営の持続が可能であればこそ、常日頃から設備を整え、作業員の確保、技術承継・向上が成し遂げられ、有事における1,400万都民の早期の給水確保につながるものと考えます。長期的な安全基盤を構築するには都知事のご配慮が不可欠であります。水道事業が抱えています状況をしんしゃくいただき、何とぞご支援をお願いいたします。

次のページになりますが、1、2と書いてありますので、これはちょっと白岩副会長からね。

○東京都水道事業者協会（白岩副会長） それでは、具体策のほうで2つ上げさせていただきます。

1、計画的な事業の推進。現在、世界情勢の混乱や為替の急激な変化など、様々な不安定要因を抱える中、電気料金などの高止まり等で、東京都水道局における負担の増大、収支への影響が懸念されます。会員からは、将来の安定経営に対する不安の声が多数上がっております。

東京水道長期戦略構想2020、東京水道施設整備マスタープラン、東京水道経営プラン2021などで中長期的な計画が発表されておりますが、景気の影響を受けることなく計画的に水道事業を推進していただくようお願いをいたします。

本年1月の能登半島地震の応急復旧活動では、協会の技術者・技能者が先陣を切って復旧に当たりました。全国で頻発する災害、そして切迫が指摘される首都直下型地震に対し、即応できる体制を維持するためにも、各事業者の安定経営が不可欠でございますので、よろしくお願いをいたします。

2、書類の簡素化など継続的な取組。建設業の働き方改革は、2024年4月から本格始動いたしました。書類の様式など積極的に改定していただきました。しかし、まだまだ改善点としてお願いをしたいことが多数あるのが現実で、仕様書改定の周知及び設計変更協議の円滑など、継続して改善していただきたい事項がございます。ここ数年来、水道局との意見交換会が実施されておりますが、引き続き、課題の解決に向けて意見交換会を実施していただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 改めまして、能登半島地震の際には東京都の応援要請にご協力いただきました。改めて感謝申し上げます。

また、地震で甚大な被害を受けた地域の水道施設の応急復旧作業ということですが、また9月に大雨があつて、またやり直しという、もう本当に被災地の方々からすれば、もう本当にうんざりだと思いますし、また、工事に当たられた皆さんにとっても、同じところをもう一度やり直さなければならないというような事態であつたかというふうに思います。

翻つて、それが東京で起こればどうなるのか。そのためにも、平常時はもとより緊急時、そして災害時に事業者の皆さんが果たす役割の重要性は認識をいたしておりますので、引き続き、計画的な水道事業を推進してまいりたいと考えております。

その他のご要望につきましては、担当の局のほうからお伝えをいたします。

○司会 西山水道局長、お願いいたします。

○水道局長 日頃から水道施設の維持管理等を通じて水道事業へご尽力いただいております。ありがとうございます。

私からは2点を申し上げます。まず、当局事業につきましては、東京水道経営プランに基づき、来年度についても今年度と同規模の事業量を予定してございまして、引き続き、計画的に事業を推進してまいります。

次に、働き方改革でございますが、これを進めていく上で、工事関係書類の簡素化等を図っていくことは重要でございます。当局では、今年度から配水管工事標準仕様書等を大幅に改定し、工事関係書類を簡素化いたしました。また、これらの改定内容を分かりやすく周知するため、東京都水道局工事関係書類の簡素化ガイドラインを策定し、ホームペー

ジにも掲載してございます。引き続き、事業者の皆様の意見も踏まえまして、書類作成の負担軽減を目指してまいります。

私からは以上でございます。

○司会 ご要望につきまして、都としてお答えをさせていただきました。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、これもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（東京都水道事業者協会 退室）